

第 5 回芽室町総合計画審議会

日 時 平成 19 年 11 月 26 日 (月) 10:00 ~

場 所 役場地下第 2 ・ 3 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 基本構想及び実施計画 (審議会案) の決定

(2) 答 申

(3) その他

3 閉 会

芽室町総合計画審議会委員名簿

（敬称略）

委員氏名	審議会役職	（参考）総合計画検討委員会役職	
		全 体	専門部会
堂畑 忠雄	会 長	委員長	総務部会 部会長
小山 友子			総務部会 副部会長
武藤 保宏			住民福祉部会 部会長
明瀬 幸子			住民福祉部会 副部会長
家内 裕典	副会長	副委員長	経済部会 部会長
西本 富行			経済部会 副部会長
青木 昇			教育部会 部会長
荘司 和子	副会長	副委員長	教育部会 副部会長

（任期：平成 19 年 3 月 28 日～平成 21 年 3 月 27 日）

第4期芽室町総合計画

基本構想

答申

1 . 構想の期間と芽室町の将来像	1
2 . まちづくりの基本目標	3
3 . 人口指標	6
4 . 土地利用の方向	9
5 . 財政運営の方向	12
6 . 基本目標と政策（施策の大綱）.....	13
基本目標 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	
・政策 1 - 1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	14
・政策 1 - 2 子育てしやすいまちづくり	15
・政策 1 - 3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	15
・政策 1 - 4 人々が尊重しあう地域社会の実現	16
基本目標 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり	
・政策 2 - 1 基幹産業の農業に対する支援の強化	17
・政策 2 - 2 農業と連携した活力ある商工観光の振興	18
基本目標 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり	
・政策 3 - 1 安全安心に暮らせる生活環境づくり	19
・政策 3 - 2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	20
・政策 3 - 3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	20
基本目標 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり	
・政策 4 - 1 豊かな心を育む人づくりの推進	21
・政策 4 - 2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	21
基本目標 5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり	
・政策 5 - 1 町民が主役となった地域づくり	22
・政策 5 - 2 安定した行財政運営と行政サービスの推進	22

1. 構想の期間と芽室町の将来像

構想の期間

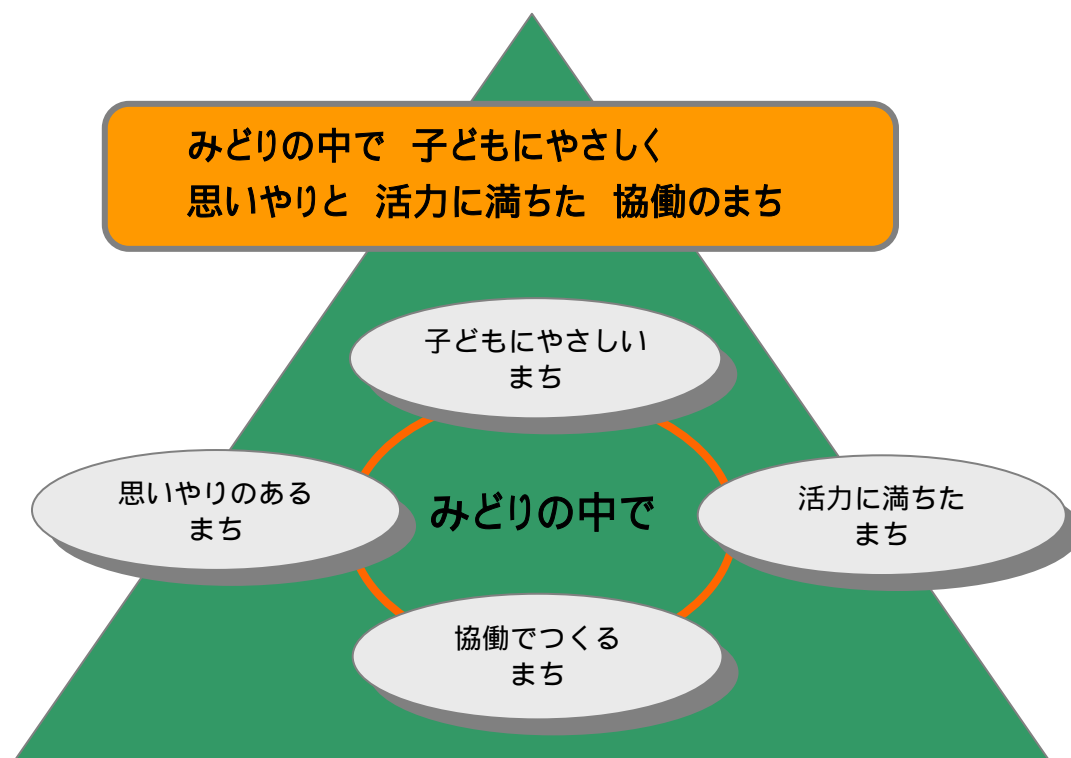
平成 20 年度(2008 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 10 年間とします。

将来像

第 4 期芽室町総合計画 [平成 20(2008)年度～平成 29(2017)年度]では、これまでの本町における総合計画の取組を引き継ぐとともに、豊かな自然環境と農業を表す「みどり」を基盤として、子どもをまち全体で育む「子どもにやさしいまち」、高齢者などへの「思いやりのあるまち」、産業や人々の「活力に満ちたまち」、町民の皆さんと町の「協働でつくるまち」という 4 つの視点に即した将来像を次のとおり定めます。

みどりの中で 子どもにやさしく
思いやりと 活力に満ちた 協働のまち

まちの将来像 (平成 29 年度)



(みどりの中で)

本町は、恵まれた自然環境を背景に、広大な大地に根ざした農村地域を形成し、この肥沃な大地を基盤として質の高い農畜産物を生産することにより、農業を核とした商工業の振興や雇用の創出など、地域における産業振興と経済循環のもとでまちづくりを進めてきました。

こうした本町を育む自然環境は貴重な財産であり、まち全体で環境負荷の低減に向けた循環型社会の構築と環境保全型農業をさらに進めるなどにより、豊かな資源を将来の世代に引き継いでいくことが私たちの世代の責務です。

(子どもにやさしく)

次世代を担う子どもたちは、私たちのかけがいのない宝です。

大人は子どもとふれあい、その笑顔を見ることにより元気と活力が生まれ、子どもは大人とふれあうことにより、社会性や自主性を育みます。

子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに生きる力を身に付けることができるよう、地域全体でやさしさを持って守り育てるまちづくりを進めます。

(思いやりと)

今後、一層進行する高齢社会においては、町民一人ひとりがお互いを思いやり、支え合う気持ちを持つことが大切です。高齢者をはじめ町民すべての方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、誰もがお互いを支え合い、助け合い、尊重し合う思いやりのあるまちづくりを進めます。

(活力に満ちた)

有効な土地利用と活力ある産業振興によるまちなかの活性化はもちろんのこと、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと活動し、多様な人々がふれあいと交流を楽しむことができる身近な地域社会の再生が、このまちに活力を与えます。すべての人々が、健康で生きがいを持って躍動する、活力に満ちたまちづくりを進めます。

(協働のまち)

地方分権が進展する中、地域のことは地域で決める時代となり、自らの選択と責任のもとで自立したまちに向かってさらに歩みを進める必要があります。町民の皆さんと町の対話の機会を確保し、わかりやすい説明による町政参加への喚起や地域活動の一層の推進を図ることにより、本町にふさわしい協働のまちづくりを進めます。

このように、すべての人が、慣れ親しんだこのまちで快適な生活を営み、誇りを持って暮らし続けることができる“みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと 活力に満ちた 協働のまち”を目指します。

2. まちづくりの基本目標

将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果と特色を承継しながら、未来を担う子どもたちとともに、高齢者などへの思いやりを大切に、町民が安心して暮らし幸せを実感できるよう、豊かな自然に恵まれた活気あふれるまち「めむろ」の実現を目指します。

1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

健康は誰しもの願いです。いくつになっても健康で元気に生活でき、豊かな人生を過ごすためには、町民一人ひとりが、食の大切さを含めて健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。このため、健康づくりの推進や、公立芽室病院を中心とした地域医療体制の維持により、長生きして健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、子どもたちが健やかに育つような家庭や地域における子育て機能を高め、地域社会全体で子どもたちの笑顔を共有できるまちづくりを進めます。

急速な高齢化の進行とともにひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれるため、地域に密着した高齢者福祉への対応など、地域福祉を拡充するネットワークづくり・支援体制の構築を図ります。

こうした、すべての町民の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、支え合いながら、子どもからお年寄りまでがともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

本町は、恵まれた気候や風土、肥沃な大地を基盤とした我が国固有数の大規模畑作地帯による農業を中心とした町であり、この活力ある農業を基盤として、工業・商業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

昨今の国際的な経済連携や自由貿易の交渉を注視しつつ、国による農業政策の転換に的確に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、農用地の担い手への集積や土地基盤整備の促進など、地域林業の推進とともにさらに足腰の強い農業振興を図ります。

また、消費者と生産者を結びつける地産地消を進め、地場産農畜産物の消費拡大はもとより、食の安全・安心に対する意識や食育、観光・交流の促進など地域ぐるみで推進していきます。

さらに、農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核としたまちづくりを進めます。

3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

台風による水害や豪雨、地震や火災などの災害から町民の生命・財産を守るためには、日頃の災害への備えが大切であることから、災害発生時等の情報提供体制の整備など防災啓発活動や、防災体制の強化を推進します。

また、防災と並んで、防犯・治安・交通面や、消費生活においても安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識や交通安全に対するモラルを高め、まち全体で防犯や交通安全などの活動を進めるとともに、消費生活の被害防止に努め、安全安心で明るいまちの実現を目指します。

さらに、今後の町人口の推移や年齢構成の見直しなどを踏まえた土地利用の方向性を定め、市街地の未利用地などを減らしながら今後の生活空間をデザインすることが重要であり、町内の住環境や生活環境、交通網が快適なものとなるよう一体的な調整を図っていきます。

本町の豊かな自然環境と景観の保全を図るとともに、新たなエネルギーの活用に向けた研究や、ごみの減量化・リサイクルを進め、環境と調和した快適で安全かつ安心なまちづくりを進めます。

4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

少子化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、命の尊さや心のあり方など、児童生徒、青少年の心の問題が大きな課題となっています。

子どもたちの規範意識や道徳心を育む上で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちが思いやりや責任感を育み、生きる力を身に付け、心豊かでたくましく育つよう健全育成を図ります。

また、地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、「いつでも・どこでも・だれでも」が生涯を通じて学び、活動できるまちづくりを進めます。さらに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

以上に加え、地域間交流や国際交流を通じ、町民の地域間交流等に対する意識の高揚と、それらに必要な情報の収集等から学んだ他地域の歴史や文化などを本町の活性化に活かしていきます。

こうした、教育、文化、スポーツの振興による心豊かな人づくりと文化を育てていくとともに、他地域との交流を通じた魅力ある地域の形成を図ります。

5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

地方分権のもと、自らの責任と選択による「自主・自立のまちづくり」を進めていくため、徹底した情報公開と説明を基本とした町政への町民参加を強く推進するとともに、町民の皆さんの主体的な地域活動への参加を促進します。また、いわゆる団塊の世代の方々が、これまでの経験と知識を生かして地域で活動し、生きがいを感じられるような環境づくりを進めます。

こうした取組の基盤となる町財政については、農業政策の転換等による影響も懸念されますが、今後、町税の低下や地方財政制度の改革など社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行うとともに、効果的で効率的な行政運営を一層推進し、安定した行政サービスの提供に努めます。

町民の皆さんの活動が活発化する明るいまちとするため、安定した行財政運営と町民参加による地域づくりを推進し、町民が主役となった自治に基づくまちづくりを進めます。

3. 人口指標

将来人口の見通し

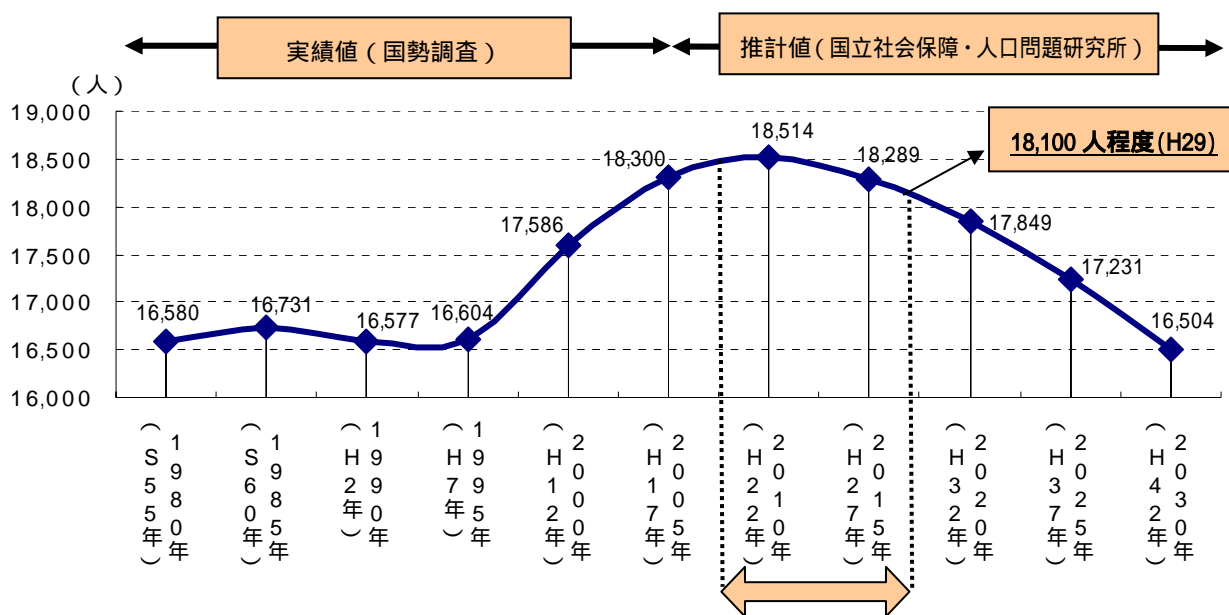
本町の人口は、昭和 50(1975)年代から平成 7(1995)年頃までは、ほぼ横ばいで推移しています(以下、人口は国勢調査ベースの数値)。

しかし、近年、帯広市など十勝圏域からの流入、とりわけ平成 14(2002)年度から開始した東芽室地区の宅地開発により、人口が増加しています。*平成 17 年の人口伸び率は 4.1%(平成 12 年対比：全道市町村の中で 6 番目に高い伸び率)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成 22(2010)年にピークを迎え 18,514 人にまで増加しますが、その後は全国的な状況と同様に、減少の一途をたどり、平成 42(2030)年には 16,504 人にまで減少すると推計されています。

なお、今後の人口推計値から推測した場合、第 4 期芽室町総合計画の最終年となる平成 29(2017)年の町人口は、既にピークを過ぎ、18,100 人程度になると予測されます。

芽室町の人口の推移



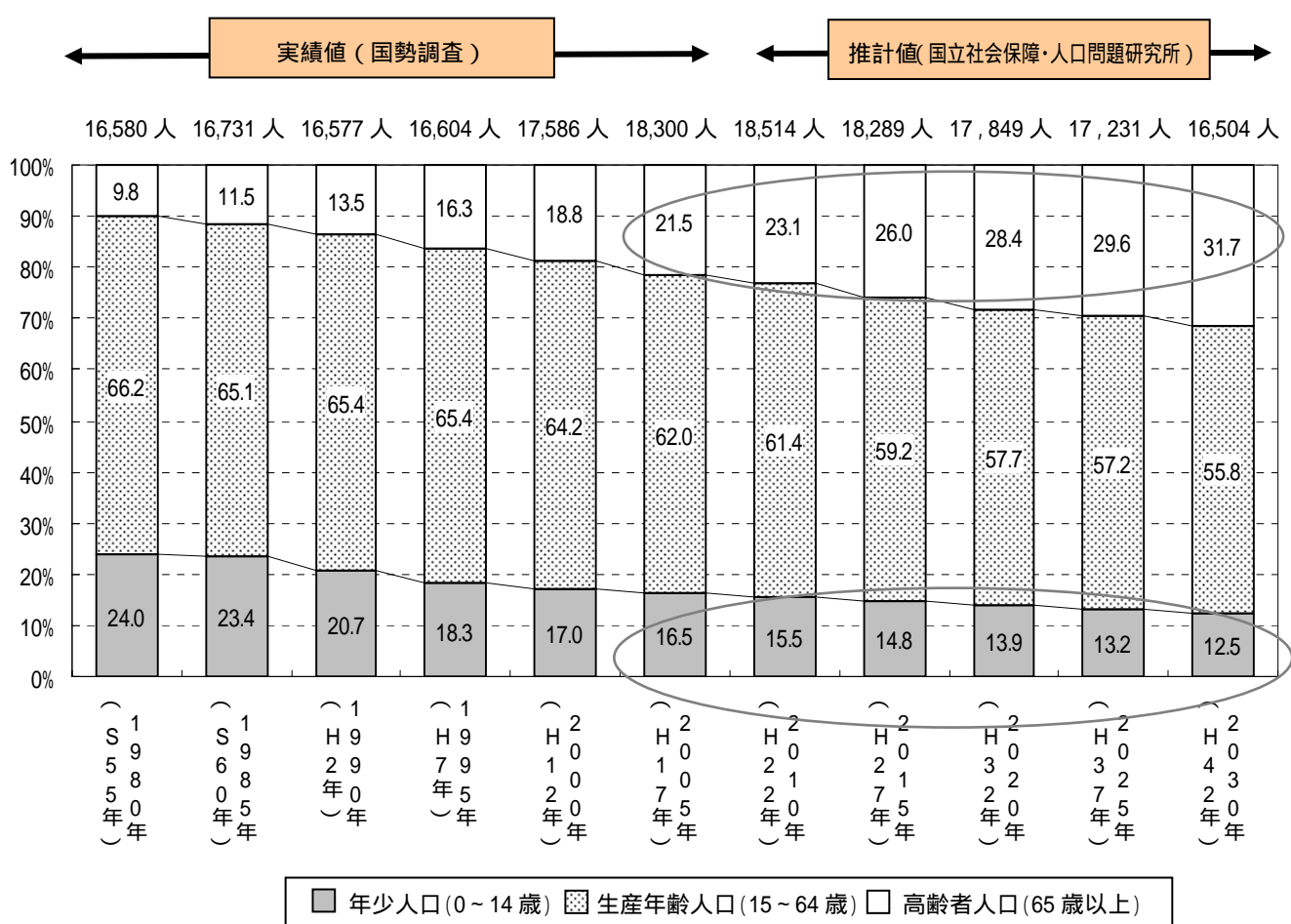
*芽室町の場合、住民基本台帳より
国勢調査人口の方が少ない

第 4 期総合計画の期間 (H20 ~ H29)

年齢（3区分）別人口の見通し

平成17年国勢調査時点での本町の高齢化率(65歳以上)は、21.5%と全国平均(20.1%)を上回っており、なお上昇する傾向にあります。逆に年少人口比率(14歳以下)、生産年齢人口比率(15~64歳)は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測されます。

芽室町の年齢（3区分）別人口割合



平成2(1990)年は、年齢不詳62人(0.4%)がある。

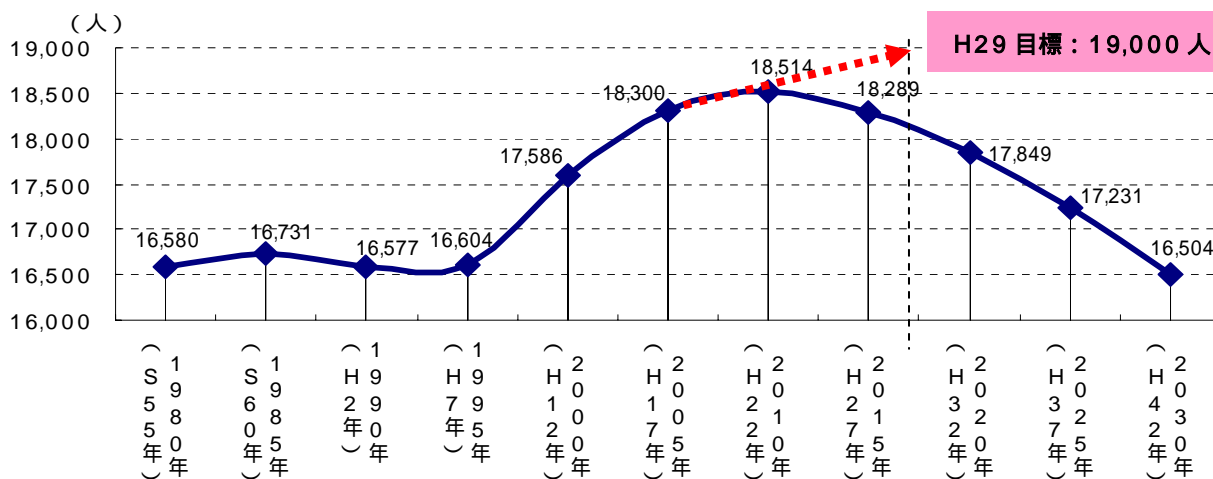
目標人口の設定

平成29年度における目標人口 19,000人(国勢調査ベース)

本町の総人口は、現状のまま推移するとすれば、第4期芽室町総合計画の最終年となる平成29(2017)年の町人口は、18,100人程度になると予測されます。この見通しは、国立社会保障・人口問題研究所における推計を基にしており、自然増減はもとより、社会情勢を含めたこれまでの傾向を加味し、かつ、全国・全道の今後の傾向を考慮したものとなっています。

本町としては、安心して生み育てることができるよう子育て支援施策や、快適な住環境の整備の推進などにより、町内への定住を推進し、平成29(2017)年度の目標人口は19,000人とします。なお、その際の年齢構成は、年少人口2,845人(15.0%)、生産年齢人口11,197人(58.9%)、高齢者人口4,958人(26.1%)としています。

区分	最終実績値	推計値	目標値
	平成17年度 (2005年度)	平成29年度 (2017年度)	平成29年度 (2017年度)
総人口	18,300 (100%)	18,100 (100%)	19,000 (100%)
年少人口 (0～14歳)	3,019 (16.5%)	2,600 (14.4%)	2,845 (15.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,353 (62.0%)	10,600 (58.6%)	11,197 (58.9%)
高齢者人口 (65歳～)	3,926 (21.5%)	4,900 (27.0%)	4,958 (26.1%)



4 . 土地利用の方向

現状と課題

本町は、総面積 513.91 k m²で山林 207.84 k m²、畑 213.71 k m²、原野 16.89 k m²、牧場 13.45 k m²、宅地 10.07 k m²、雑種地 19.41 k m²、その他 32.54 k m²からなっています（平成 19 年 1 月現在）。

土地は、現在及び将来にわたる町民の生活や産業活動の基盤であり、持続的な発展に向け、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

土地利用の課題としては、都市地域では、都市的な機能の維持や中心部の魅力の創出、本格的な少子高齢社会に対応した施設配置、拡大していく東側の宅地造成による東西のバランス、市街化区域内の未利用地の有効活用などが課題として挙げられます。

また、農業地域では農地の保全、森林地域では景観の保全、自然公園地域では貴重な自然環境の保全が必要です。

本町の美しい自然を生かしたまちづくりや、利便性・機能性の高い市街地の形成、我が国の食糧供給を担う農地の保全・整備などを基本としながら、今後の土地利用の方針を定めていく必要があります。

基本方針

（1）都市地域

市街化区域においては、計画的な市街地の形成を図り、街路・公園・緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見据えた公共施設等の配置の検討を進め、合理的な土地利用の推進を図ります。

- ・ 計画的・合理的な土地利用の推進
 - ・ 人口動態に的確に対応した公共施設等の配置
 - ・ 土地利用、公共施設配置、中心市街地活性化、道路網などを都市計画として一体的に検討
- なお、市街化調整区域においては、市街化を抑制し、農業地域・森林地域として、農地・森林の保全を図ります。

（2）農業地域

本町では、豊かな大規模畑作農業が営まれています。W T O（世界貿易機関）等における国際規律に対応していくため、国が進める品目横断的経営安定対策に対応し、担い手への農地集積を進めます。

（3）森林地域・自然公園地域

森林は、経済的効果だけでなく、国土の保全、水源かん養、二酸化炭素削減に与える効果など、地球環境を保持し改善に資する公益的な機能を有しています。これらの資源の保全とともに、自然とふれあう場としての活用に努めます。

また、美生川沿い伏美湿原のミズバショウ群生地など貴重な自然環境を保全します。

5 . 財政運営の方向

現状と課題

町財政は、歳入では町税はここ数年堅調に推移していますが、大きな歳入要素である地方交付税については、国が進めている三位一体改革等による減額が続き、財政状況は年々厳しさを増しています。

今後も、高齢化による扶助費や各保険会計への繰出金が増加すると予測され、加えて国の行財政改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減が見込まれます。農業政策の転換による影響も懸念され、町税の伸びが期待できず、予算決算規模は縮小に向かわざるを得ない状況であり、自主財源確保など自主・自立に向けた取組が必要となります。

このため、本総合計画の期間においても、「芽室町自主・自立推進プラン」(平成17年3月策定)に掲げた考え方を受け継ぎ、その取組を可能な限り反映させることが必要ですが、今後の国による地方財政制度改革や、道州制・権限移譲の進展などにより、依然として町財政の見通しは不透明なものとなっています。

基本方針

(1) 持続可能な財政運営

町民生活に必要な不可欠な公共サービスが常に安定的に供給され、社会情勢の急激な変化や行政需要の変化においても、迅速に対応できる持続可能な財政基盤を確立します。

そのためには、財政状況や課題を的確に把握し、将来の財政状況を見据えた財政運営が必要であり、第4期芽室町総合計画に沿った中期的な財政見通しを立てるとともに、毎年度見直し(ローリング)を行いながら進行管理を進めます。

(2) 効果的・効率的財政運営

計画・予算・評価の連動を強く意識して行政経営を進め、総合計画と行政評価に基づいた予算編成を行います。

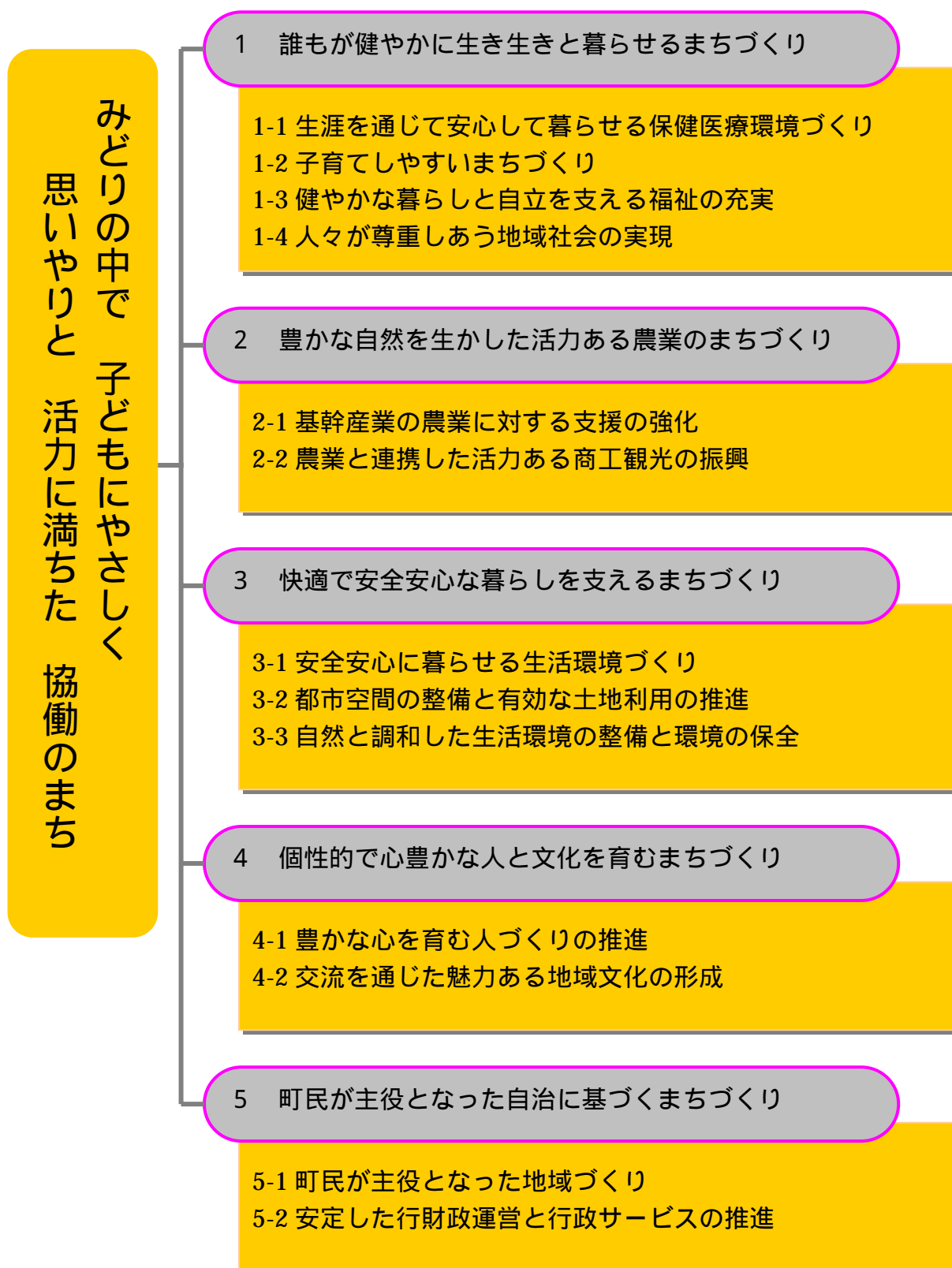
また、成果指標として、的確でわかりやすい財政指標を設定し、その向上を目指します。

(3) 自主・自立的財政運営

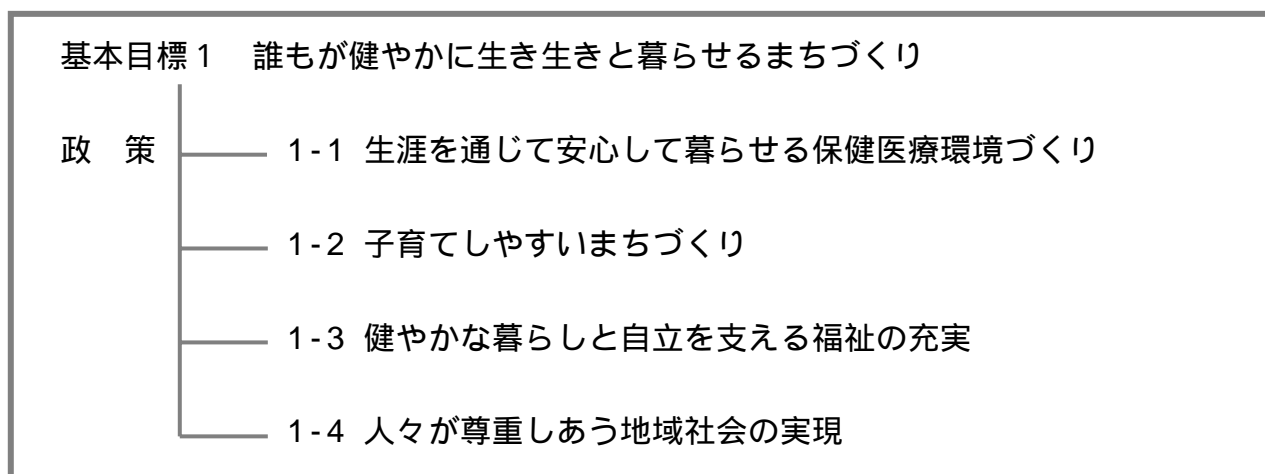
自主・自立の道を選択した本町では、役割分担(自助・共助・公助)を踏まえた財政運営が必要です。自主財源の確保を図るとともに、受益と負担を意識した施策を進めるなど、これまでの「芽室町自主・自立推進プラン」の考え方を受け継ぎながら、厳しい財政状況下での町政運営を行っていきます。

また、町財政の状況を町全体で共有するため、財政に関する情報を町民にわかりやすく公表していきます。

6. 基本目標と政策（施策の大綱）



基本目標と政策（施策の大綱）



1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり

健康は、誰しも共通の願いであり、高齢化の進行や医学の進歩などにより、健康づくりに対するニーズは高度化・多様化しています。また、がん・心臓病・脳卒中や、糖尿病など生活習慣病の増加とそれらに伴う医療費の増大や介護を必要とする人々が増加しています。

生活習慣病を子どもの頃から予防し、いくつになっても健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を伸ばして豊かな人生を過ごしてもらうためには、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けていただくことが大切です。それが病気の早期発見と早期治療にもつながります。

このため、健康的な生活習慣を身に付けていただくための健康づくりの推進や、公立芽室病院の経営基盤の強化と医療体制の維持を図り、安心して暮らせる保健医療環境づくりを進めます。

また、近年私たちの食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、伝統的な食文化の良さが失われるなど様々な問題が生じてきており、食の大切さに対する意識が希薄になってきているといえます。子どもたちをはじめ、すべての方が心身の健康を保持し、生涯にわたり生き生きと暮らすためには何よりも食が重要です。

このため、食育を推進し、望ましい食生活や生活習慣への関心を高め、食文化の継承を進めます。

1-2 子育てしやすいまちづくり

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てることができる環境をつくることは、少子化が進む地域にとって大変重要なことです。現代では、働く女性が増え、女性の生き方や考え方が多様化するとともに、結婚や出産に対する考え方も変わってきています。また、核家族化の進行、世代間交流の減少などにより、子育て環境も変化してきています。

近年は、保育・幼児教育について、保護者の就労の有無によって利用施設が限定されることや、子育てにおける選択機会の拡大の必要性などから、そうした垣根を取り除く必要があるといった指摘、また、幼・保から小学校への子ども情報の連続性を保つ必要性など、相互の連携が求められています。

本町としては、妊娠・出産から乳幼児期に不安や悩みを抱えることの多い母親を支援し、家庭だけでなく地域ぐるみで子育て機能を高め、地域社会全体で子どもを生み育てることの喜びを共有できるまちづくりを進めます。

また、「赤ちゃんに優しい病院（BFH）」である公立芽室病院の診療体制を維持し、保育・幼児教育については、地域の実情や多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応できるように総合化を図っていきます。

1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実

急速に高齢化が進行するとともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、近年は、地域住民相互の社会的なつながりが希薄となってきています。社会福祉協議会等と連携した活動や、地域住民による主体的な地域福祉活動を促進するためのネットワークづくりや支援体制を構築し、町民同士で支え合う体制づくりを進めます。

また、介護を要する高齢者の増加とともに、買物、通院などの日常生活に対する支援、家族介護に関する悩み、介護状態を予防するための取組の必要性など、高齢者への福祉サービスへのニーズは、ますます高くなるとともに多様化してきました。今後も増加傾向にある高齢者の方々が適正な福祉サービスを利用することができるよう、本町としても国の頻繁な制度改正に的確に対応しながら、特別養護老人ホームでの快適な生活の場の提供、また、総合的な在宅福祉の向上、生きがいの確保、介護予防などの充実に努めます。

他方、障がいを持つ方やその家族については、障害者自立支援法の施行により、障害種別に関わりなく一元的なサービスが提供される反面、定率負担が発生するなど取り巻く環境が大きく変化してきています。障がいを持った方の社会復帰・社会参加を促進するとともに、地域で支え合う福祉体制づくりに努めます。

1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現

我が国の憲法には、個人の尊重、法の下での平等が謳われており、男女が社会の対等な立場であらゆる分野にともに参画し、利益を享受し、責任を負う男女共同参画社会の構築が必要とされています。

しかしながら、女性の自立や社会参加の問題は、家庭や地域、職場など日常的な場面で、家事や育児・介護などの負担、雇用の男女格差、男性中心の地域組織のあり方など、固定的な観念による偏見や男女間の不平等感が存在していると考えられます。

このため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であり、そのために地域が一体となって取り組むことができる社会環境の整備を推進します。

また、近年、高齢者等に対する虐待や消費者被害、児童虐待や配偶者等への暴力なども社会問題となっており、加齢や障がい等により判断能力が十分でない方たちへの判断能力を補うための仕組みや、虐待の防止、ウタリ住民福祉の向上など、すべての町民の権利擁護を基本とした、人権を尊重しあう社会の実現に向けた取組を進めます。

基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政 策

2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

昨今、農業を取り巻く社会的・経済的環境は、農産物の輸入自由化に向けた動きやこれらに伴う価格の低迷等から、厳しい経営状況になってきています。

国は、農業政策の転換を図り、「担い手」(認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模を持つ農家)を対象とした品目横断的経営安定対策により、担い手に施策を集中化・重点化させ、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換したところです。本町としても、これらに的確に対応するためにも、今後の農業を担う農業者を担い手として認定し、農業経営の改善を支援する必要があります。

また、担い手の方々及び農業関係機関・団体とともに連携を図り、これまで進めてきた活力ある農業施策からさらに足腰の強い農業経営の構築を促進します。さらに、農業生産・経営にとって不可欠な資源である農地については、さらなる有効利用に向けて、担い手への集積を図るとともに、良質で安全な作物づくりと生産性の高い土づくり、良好な森林の育成など、環境保全型農業を推進します。

一方で、「地元で生産されたものを地元で消費する」地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつけるものとして期待が高まっています。本町では、農産物を核とした複合施設「みのりーむ」を中心として、民間による取組が積極的に進められています。

地産地消の取組は、経済の地域内循環の面だけでなく、食育や健康志向、さらには観光・交流面など複合的な効果が高いと考えられ、今後も生産者・農業関係団体とともに、地域ぐるみで推進します。

2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

本町の工業は、これまで工業団地を中心に食品加工業・農業機械工業などの企業立地が進んできました。芽室東工業団地では、国内最大規模の生産能力を誇るチーズ工場の建設が進められているところであり、工業や酪農の振興、雇用機会の拡大、税収の確保など町の経済活性化に大きな貢献が期待されることから、今後も継続して企業誘致を推進します。

また、商業については、帯広市等への購買力の流出や地元商店街の後継者不足など取り巻く環境は厳しい状況にあります。中心市街地の空洞化対策や消費者のニーズに対応した、個性的で魅力ある店づくりによる活気あふれる商店街の振興を図ります。

観光では、広大な十勝平野と日高山脈を背景とした自然環境を活かした景観や、発祥の地であるゲートボールなどの観光資源があります。これら、本町の豊かな自然や町民によって築き上げられ次世代に引き継ぐものとして選定した「芽室遺産」を活用するなど、他地域と差別化した魅力ある観光需要の掘り起こしや、農業や食をテーマとした観光産業の振興を図ります。

こうした、農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核とした産業の振興を図ります。

基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政 策

3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり

3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり

町民の生命・財産を守るため、地震・水害などの災害に対する防災体制を強化するとともに、災害時の迅速な情報提供体制づくり、防災訓練の実施などによる防災啓発活動の推進を図ります。

消防活動については、多様化する火災などの災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、消防体制の充実とともに、町民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

また、近年は児童生徒の登下校時の事件事故が全国的に目立ち、その安全対策という観点からも安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識を高め、学校、家庭、地域、警察、職場そして行政が一体となった防犯活動を進めることにより、安全安心で明るい社会を築いていきます。

さらに、全国的に問題となっている飲酒運転や危険運転などによる交通事故はあってはならないことです。交通事故のない安全なまちに向け、交通モラルの向上や安全意識への啓発を進めるとともに、児童生徒や高齢者等に対する街頭指導など、行政・民間・学校・地域等が連携した交通安全の推進を図ります。

消費生活の安全安心面においては、昨今、食品加工物等の安全性に対する問題が頻発しています。食の安全安心の確保とともに、多様化する消費者ニーズに対応できるよう、関係団体等と連携し、消費生活の被害防止のための相談や未然防止の啓発に努めます。

3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

近年の本町の人口は、南が丘地区や東芽室地区における宅地造成などにより、順調に増加している反面、中心市街地の空洞化傾向や市街地の二極化が懸念されています。今後は、人口の拡大のみを想定した土地利用ではなく、将来的な人口減少や本格的な少子高齢化に対応する町並みの整備・動線づくりが必要となります。

町人口の推移や町民ニーズ等を的確に把握し、中心市街地の活性化や高齢人口の増加などを踏まえた土地利用の方向性を定め、市街地の未利用地を減らしながら人口動態に適切に対応した有効な土地利用を進めます。

また、町内の住宅・住環境については、これまでも計画的な土地区画整理事業を行うとともに、公営住宅の建替えや維持管理等による快適な住宅の確保に努めてきました。今後は、土地利用の方向性を踏まえ、公共用地の配置や都市空間のバランス等を十分考慮しながら、安全・安心かつ利便性の高い機能的な町並みとするための住環境の整備を推進します。

交通網については、国道38号線・道道芽室東四条帯広線など、日常生活や経済活動の基盤の整備、北海道横断自動車道、帯広・広尾自動車道など高速交通基盤の整備を働きかけるとともに、鉄道運行や地方バス路線の確保と併せて、安全で快適に移動できるアクセスの向上に向け、一体的な調整を図っていきます。また、町道については、計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理と効率的な除排雪を推進していきます。

3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

本町は、日高山脈の山並みを背景に、水辺の自然を残した河川、広大な農地、それらを取り巻く防風林など美しい自然景観に恵まれています。また、市街地では、住民参加のもと花による街並み景観づくりや美化運動など、町民が快適な気持ちになる取組を推進しています。

今後は、景観や環境美化に対する積極的・自主的な取組を促すよう意識の高揚を図っていくとともに、まちの歴史や文化を実感させるような景観づくりにも取り組んでいきます。

また、昨今の地球温暖化の防止に向けた方策は今後も欠かせず、町内の自然環境の保全に努めるとともに、バイオマス等の新たなエネルギーの必要性を認識し、その研究を進めます。

一方で、生活様式の多様化と生産活動の高度化などから、ごみが増加し、ごみの減量化・資源化に向けた取組を推進してきました。今後においても、廃棄物を減らしつつ有効活用を図るリサイクルを進め、環境と調和した持続的に発展する社会の構築を図ります。

生活環境の整備においては、ライフラインの基本である安全で安定した水の供給をはじめ、排水処理の適切な推進、公園の整備などが適切になされるようにしていきます。

基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政 策

4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

豊かな心を育む人づくりにおいて、教育の役割は大変重要です。新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指し、子どもたちが、確かな学力と生きる力を身に付けることができる教育行政をすすめます。

地域の未来を担う子どもたちが、自ら考え学びながら思いやりや責任感を育み、心豊かでたくましく育つよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全育成に努めます。

一方、豊かで実り多い人生を過ごすための趣味や特技、各種資格などを取得するといった学習意欲は、若年層から高年層まで広がっています。特に今後は、高齢化の進行に伴い、いつでもどこでも誰でも学ぶことのできる生涯学習体制へのニーズはますます高まることが予想され、参加しやすい環境の整備や情報の提供に努めます。

さらに、少子化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、青少年の心の問題が大きな課題となっています。青少年が、社会性や協調性など社会のルールを身に付けることができるよう、その育成のための取組を推進します。

4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

町民が豊かな心を育み、潤いのある生活を送るためには、文化活動が地域に根ざして展開され、優れた文化を身近に接することができる環境を整えることが大切です。このため、地域における芸術の鑑賞や自発的な文化活動を促進し、文化・芸術情報を発信していく必要があります。また、地域の特色を生かした個性ある文化の振興や保存・伝承など、創造性豊かなまちとしての魅力をさらに高めていくための取組を進めます。

さらに、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

一方、他地域との交流や国際交流を通じ、歴史や文化を学ぶことは、まちづくりに対する興味や関心が高まるとともに、豊かな人間性を形成することにもつながります。地域間交流や国際交流を通じ、町民の交流等への意識高揚に向けた啓発と、情報の収集・提供を図り、本町の魅力ある地域づくりに活かしていきます。

基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政 策

5-1 町民が主役となった地域づくり

5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進

5-1 町民が主役となった地域づくり

地方分権が進展し「地域のことは地域で決め、その責任は地域で負う」時代においては、自らの判断と責任のもと、自立したまちづくりを行っていくことが重要です。こうしたまちづくりを進めるため、町民の町政への参画を進め、いただいた意見等を政策や施策に反映するよう、開かれた町政を推進します。徹底した情報公開と説明を基本とし、効果的なタイミングでの説明を行うなど直接対話の機会を確保していきます。

また、団塊の世代といわれる方々が定年となる時期を迎えており、これまでの様々な経験で培った知識やノウハウを活かし、地域に貢献しつつ生きがいを感じられるような環境を整備し、喜びを実感していただくためのサポートを行います。

これからのまちづくりには、団体や個人の町民活動が大きな役割を果たしていきます。「めむろまちづくり参加条例」のもと、多様な町民参加の仕組みを設けるとともに、町民の主体的な参加を図りながら、いただいた意見の政策反映への強化を図ります。さらに、町民の皆さんが主体的に地域の活動に参加するための交流・連携の推進を図ります。

5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進

国と地方が対等・協力の関係になり、地方自治体は、自らの判断と責任による自治体行政を実践していくことが求められていますが、その一方で、財政面では、国の三位一体改革などの影響により、厳しい財政運営を強いられています。

本町においては、人口は増加傾向ですが、将来的には全国的な傾向と同様に減少に転じることが予測され、産業や人々の活力の低下が懸念され、町の歳入も大きな伸びは見込めません。

このため、「芽室町自治基本条例」に掲げる制度や原則に基づく町政運営を基本としつつ、これまでの自主・自立の取組を引き続き実践し、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

また、町税の低下や国による地方財政制度の改革など、社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行います。

さらに、国や道が進める権限移譲について、行政サービスの向上につながる事務・権限を積極的に受け入れていくとともに、町民への積極的かつ迅速・正確な対応を心がけ、町民から信頼される行財政運営を進めます。

平成19年11月26日

芽室町長 宮西 義憲 様

芽室町総合計画審議会会長 堂 畑 忠 雄

第4期芽室町総合計画（案）の策定について（答申）

平成19年3月28日付け企画第227号により貴職から諮問のありましたこのことについて、慎重審議の結果、基本構想及び実施計画の案がまとまりましたので、次の意見を付して別冊のとおり答申いたします。

記

- 1 答申内容の作成にあたっては、第4期総合計画町民検討委員会における検討をはじめとして、町民の方々から多くの意見・提言がありましたので、今後、計画の実現に向けて施策や事業を実施する際には、これらの意見を十分踏まえて取り組むようお願いいたします。
- 2 各種施策・事業の実施にあたっては、健全な財政運営を基本とし、生活者の視点に立った重点的・効率的な事業展開を図るとともに、本町の特性を生かした特色ある取組の立案に向け、創意工夫に努めるようお願いいたします。
また、限られた財源で、計画に示された基本目標を達成するため、計画の進捗よく状況を把握し、町民へ公表するとともに、町民ニーズや社会情勢、財政状況の変化などに伴う計画の見直しを行うなど、適切かつ柔軟な対応を図るようお願いいたします。
- 3 総合計画はまちづくりの指針となるものであり、その推進にあたっては、町民の理解と協力・参加が必要です。今後においても、総合計画ほか町政に関する情報の公開と説明を重視し、町民参加の機会づくりに努め、町民が主役となったまちづくりを積極的に推進されるようお願いいたします。